

社会福祉事業及び社会福祉法人について（参考資料）

1 社会福祉基礎構造改革の実施状況について

(1) 成年後見制度	1
(2) 地域福祉権利擁護事業	5
(3) 苦情解決事業	9
(4) 福祉サービス第三者評価事業	13
(5) 地域福祉計画	18

2 自立の概念等について

(1) 自立の概念	24
(2) 措置制度から利用契約制度への転換	25

3 施設整備等の進捗状況について

(1) 重点施策実施5か年計画	26
(新障害者プラン)	
(2) 重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について	27
(新エンゼルプラン)	
(3) 今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向	28
(ゴールドプラン21)	

4 福祉分野における雇用人員等について

(1) 雇用人員	29
(2) 規模別収支	30
(3) 労働時間・賃金水準	32

1 社会福祉基礎構造改革の実施状況について

(1) 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護するための制度であるが、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度とするため、平成11年に民法等の改正が行われ、平成12年4月から新制度が施行されている。

成年後見制度の概要

(1) 法定後見制度 — 軽度の痴呆者等への対応・適切な保護者の選任

①「補助」（新設）

・ 軽度の痴呆、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者が対象

②「補佐」（準禁治産の改正）

・ 判断能力が著しく不十分な者が対象

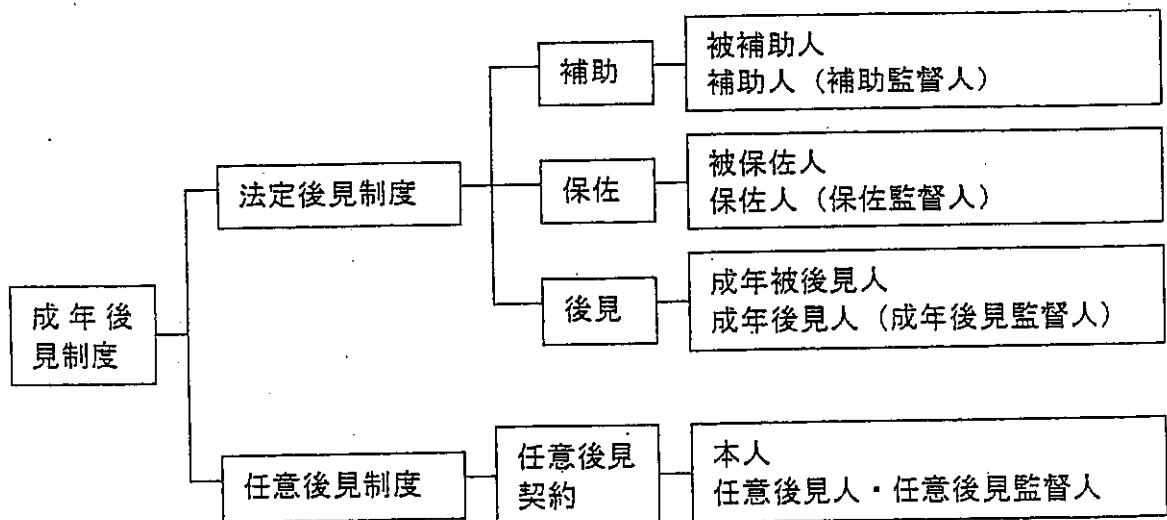
③「後見」（禁治産の改正）

・ 判断能力を欠いていることが通常の状態である者が対象

家庭裁判所は、事案に応じて適切な保護者（補助人、補佐人、成年後見人）を選任。また、保護者の監督に当たる者（補助監督人、補佐監督人、成年後見監督人）を選任することも可能。

保護者を複数選任することや法人を選任することも可能。

[成年後見制度の関係]



(2) 任意後見制度 — 自己決定と本人保護の重視

予め代理人（任意後見人）に、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護の事務について代理権を与える「任意後見契約」を公証人の作成する公正証書で結んでおくことが可能。

本人は、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督の下で、任意後見人による保護を受ける。

(3) 成年後見登記制度

禁治産宣告などの戸籍への記載による公示制度を改め、成年後見人などの権限及び任意後見契約の内容などを登記して公示する成年後見登記制度を新設。

(4) 身寄りのない者の保護

身寄りがいないなどの理由で、申立てをする人がいない者の保護を図るため、市町村長に法定後見（補助・補佐・後見）の開始の審判の申立権が与えられている。

成年後見事件の概況（平成14年4月から平成15年3月）について

1 申立件数について

	申立合計	後見開始	補佐開始	補助開始	任意後見監督人の選任	任意後見契約の締結
2002年度	15,151	12,746	1,521	737	147	1,801
2001年度	11,088	9,297	1,043	645	103	1,106
対前年比増減	37%増	37%増	46%増	14%増	43%増	63%増

※成年後見関係事件の申立件数は、依然として高水準の割合で増加している。

※任意後見監督人選任の審判の申立は、2000年度の51件の約2.9倍となり、著しく増加している。

2 審理期間について

	1ヶ月以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内	4ヶ月以内	5ヶ月以内	6ヶ月以内	6ヶ月以上
2002年度	7.5%	16.0%	16.7%	16.2%	12.5%	9.4%	21.7%
2001年度	5.9%	13.8%	15.6%	15.3%	12.9%	10.2%	26.2%

※3ヶ月以内の終局が全体の40%、4ヶ月以内の終局が56%であり、前年と比べて、審理期間が短縮している。

3 申立人と本人との関係について

	本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	法定代理人・任意後見人等	市町村長
2002年度	3.4%	14.0%	11.2%	37.4%	18.7%	12.8%	0.6%	1.9%
2001年度	3.4%	15.7%	9.2%	38.7%	19.2%	12.0%	0.7%	1.1%

※前年と比べて大きな変化はないが、市町村長申立が2000年度と比べ約11倍となり、年々増加している。

4 申立の動機について

	財産管理処分	遺産分割協議	訴訟手続等	介護保険契約	身上監護	その他
2002年度	60.4%	9.9%	3.9%	3.4%	18.7%	3.7%
2001年度	63.2%	11.3%	4.7%	2.2%	16.7%	1.9%

※介護保険契約の締結、身上監護を主な動機とするものが増加している。

5 鑑定費用について

	5万円以下	5万円～10万円	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円以上
2002年度	35.6%	60.3%	3.4%	0.6%	0.1%
2001年度	30.0%	62.6%	4.9%	2.0%	0.5%

※鑑定の費用は、約96%の事件で10万円以下となったが、特に5万円以下の割合が増加しており、低額化の傾向にある。

6 成年後見人等と本人の関係について

	親	子	兄弟姉妹	配偶者	その他親族	弁護士	知人	法人	その他親族外
2002年度	10.7%	30.8%	17.2%	12.7%	12.7%	7.0%	0.7%	0.6%	7.6%
2001年度	8.5%	32.6%	17.6%	14.2%	13.0%	7.7%	0.9%	0.6%	4.9%

※親族以外の第三者の成年後見人等の選任は全体の約16%（前年は約14%）と増加している。

※内訳

	弁護士	司法書士等（社会福祉士、税理士等）	法人（社会福祉協議会等）
2002年度	760	814	62
2001年度	626	395	47

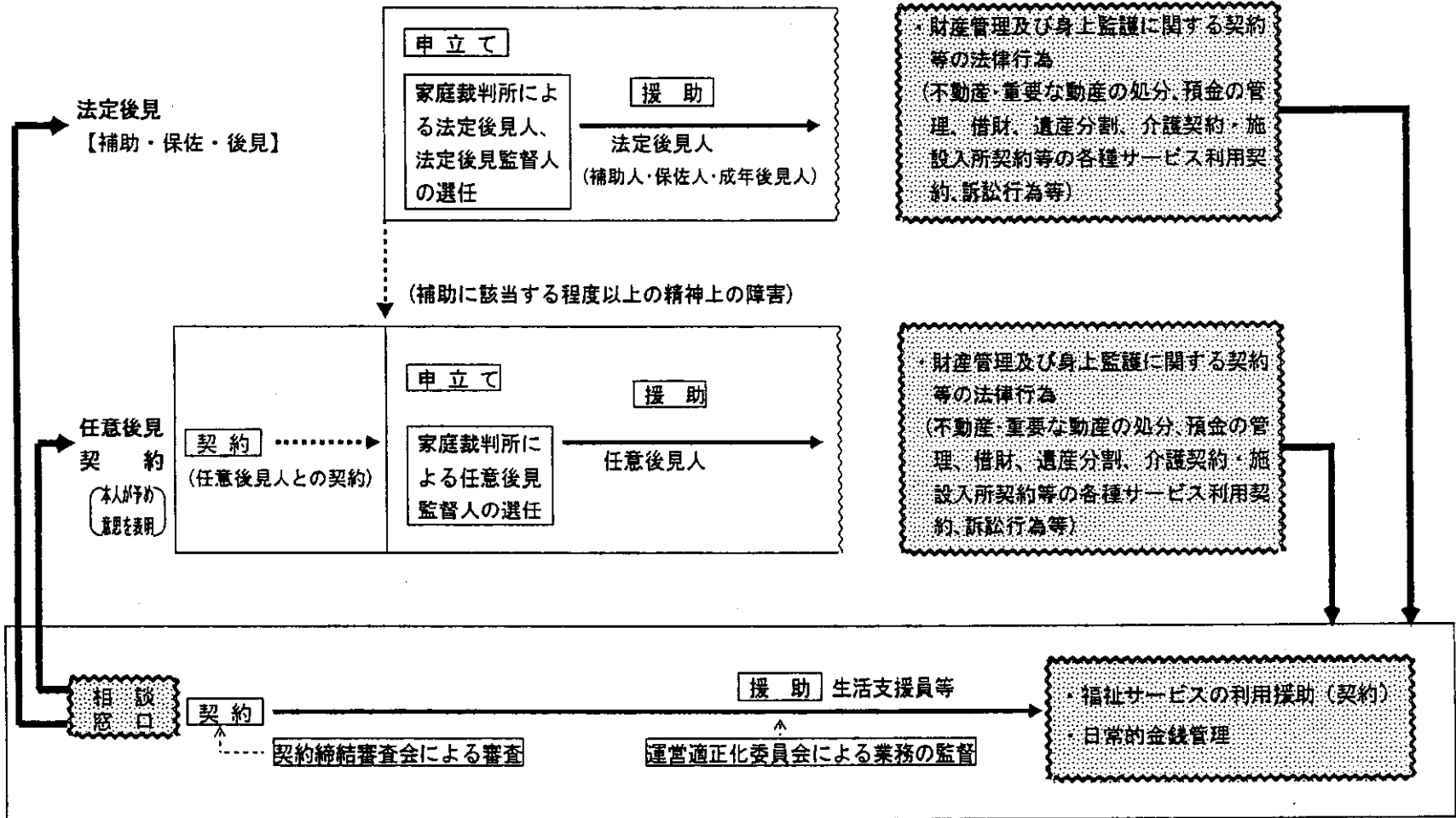
※司法書士等のうち、社会福祉士は142件で、全体の約1.3%。

出典：最高裁判所事務総局家庭局

「成年後見関係事件の概況～平成14年4月から平成15年3月～」

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業

援助の範囲



(2) 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その者の権利擁護に資することを目的とするものである。

【対象者】

- 本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - ・ 判断能力が不十分な者（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者）
 - ・ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者

【援助内容】

- 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。
 - ア 福祉サービスの利用援助
 - イ 苦情解決制度の利用援助
 - ウ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
 - エ 日常的金銭管理（ア、イ又はウに伴う預金の払い戻し・解約・預け入れの手続等）

【実施主体】

- 本事業の実施主体は、都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会である。ただし、窓口業務は、利用者の利便性を考慮し、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会から委託を受けた市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協）が実施している。

（参考）平成15年12月末現在の実施体制	
基幹的社協	514か所
専門員	628人
生活支援員	9,376人

【手続きの流れ】

- ① 利用希望者は、実施主体に対して申請（相談）を行う。
- ② 実施主体は、利用希望者の生活状況や希望する援助内容を確認するとともに、本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行う。
- ③ 実施主体は、利用希望者が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、利用希望者の意向を確認しつつ、援助内容や実施頻度等の具体的な支援を決める「支援計画」を策定し、契約が締結される。なお、支援計画は、利用者の必要とする援助内容や判断能力の変化等利用者の状況を踏まえ、定期的に見直される。

※ 契約内容や本人の判断能力等の確認を行う「契約締結審査会」及び適性な運営を確保するための監督を行う第三者的機関である「運営適正化委員会」を設置することにより、契約による事業の信頼性や的確性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとなっている。

【利用料】

- 実施主体が定める利用料を利用者が負担する。

(参考)	
実施主体が設定している訪問1回あたり利用料	平均1, 200円
1ヶ月の利用回数	平均 2.1回
実際に利用者が支払っている1ヶ月の利用料	平均1, 012円

ただし、契約締結前の初期相談等に係る経費や生活保護受給世帯の利用料については、無料とする等の配慮がなされている。

【事業開始時期】

予算事業として平成11年10月から実施。平成12年6月の社会福祉事業法改正の際、法定化。

【事業の充実】

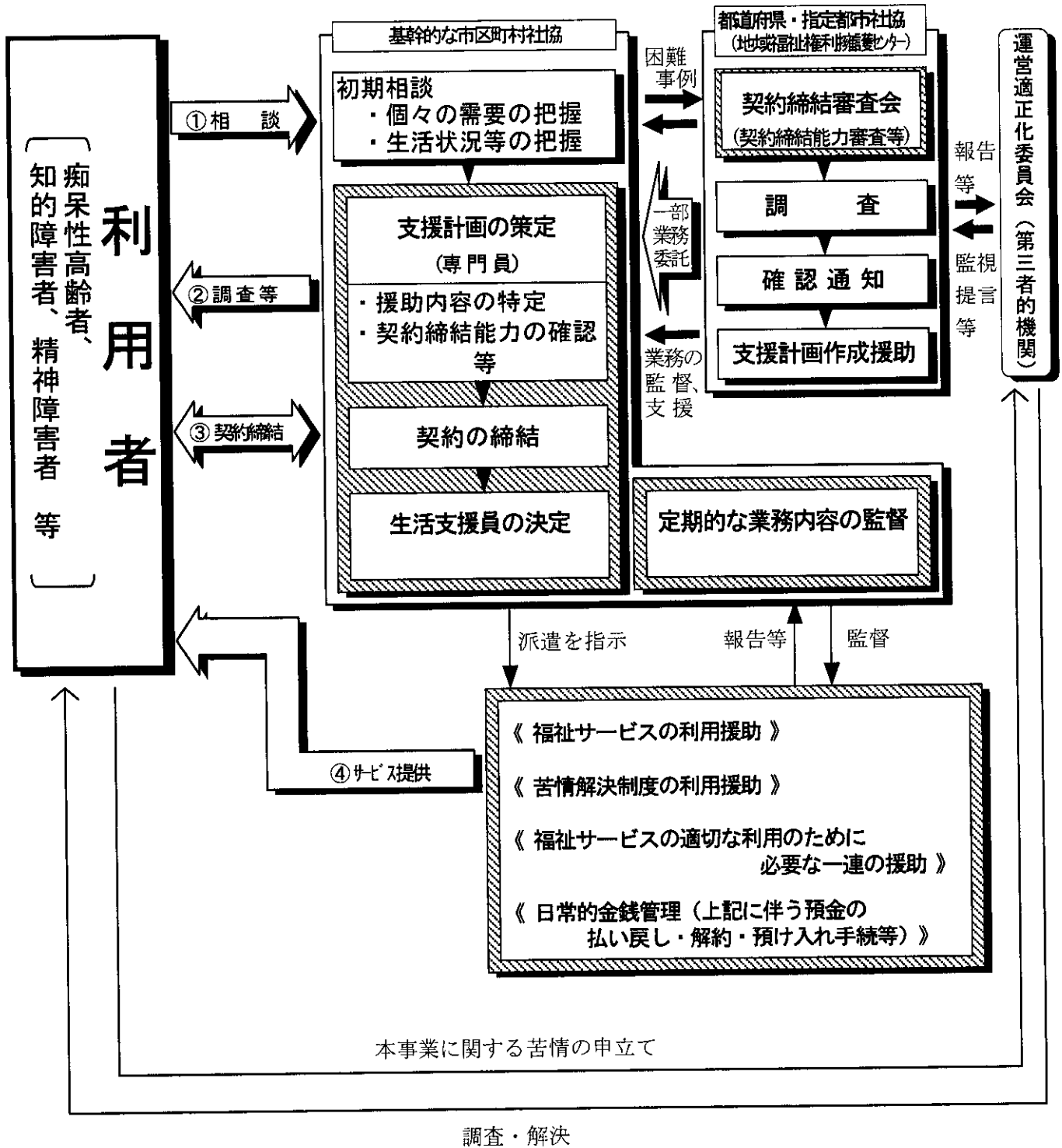
- ・ 平成14年度 事業充実のため、対象範囲及び援助内容を拡大
 - ・ 対象範囲：入院患者及び施設入所者に拡大
 - ・ 援助内容：住宅改造、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助などの福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助等を追加
- ・ 平成15年度 事業の実施主体を都道府県社協から、指定都市社協に拡大

【予算額】

平成15年度予算額	3, 572, 388千円の内数
平成16年度予算額	3, 393, 768千円の内数

※ 地域福祉推進事業のメニュー事業として実施

地域福祉権利擁護事業の実施方法



【事業の実施状況】

	利用に関する相談件数	利用契約件数
平成11年10月 ～平成12年3月	13,007件	327件
平成12年度	42,504件	1,687件
平成13年度	106,676件	3,280件 (対前年度比 1.9倍)
平成14年度	159,746件	4,704件 (対前年度比 1.4倍)
平成15年 4月～12月	167,007件	4,834件
合計 (事業開始～平成15年 12月末までの累計)	488,940件	14,832件

平成15年12月末 の実利用者数	—	10,390人
---------------------	---	---------

【平成14年度 対象者別契約の状況】

対象者	痴呆性 高齢者 など	知的 障害者 など	精神 障害者 など	その他		
					計	うち 生活保護
契約件数	3,053	747	641	263	4,704	1,649
構成比 (%)	64.9	15.9	13.6	5.6	100	35.1

全国社会福祉協議会調べ

(3) 苦情解決事業

平成12年の社会福祉事業法改正により、福祉サービスは、これまでの行政による措置制度から、利用者が自らの意思でサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結ぶことにより利用する制度へ変更されることとなった。

福祉サービスにおいて、苦情を適切に解決することは、利用者にとっては、福祉サービスに対する満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講ぜられること等の効果が期待でき、事業者にとっては、利用者ニーズの把握や提供サービスの妥当性の検証が可能となる。

福祉サービスに関する苦情は、本来、当事者である利用者と事業者との間で自主的に解決されるべきものである。しかしながら、苦情を密室化せず、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業者段階及び都道府県段階それぞれに苦情解決の仕組みを整備することとした。

それぞれの苦情解決の仕組みは下記の通りである。

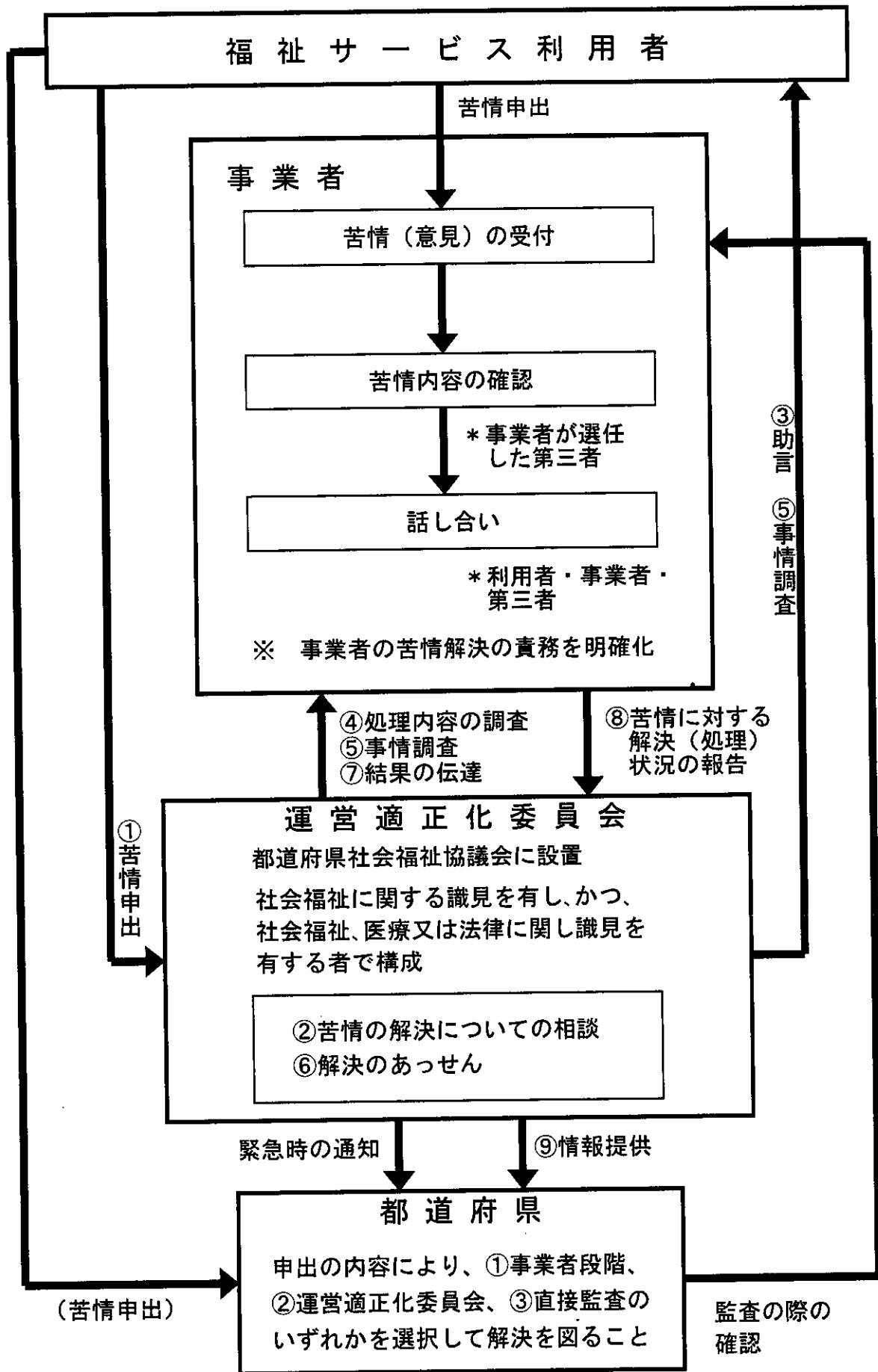
ア 事業者段階の仕組み

社会福祉法第82条において、すべての社会福祉事業の経営者についての苦情解決の責務を明確化するとともに第三者委員の設置など苦情解決の仕組みを設けることとしている。

イ 都道府県段階の仕組み

社会福祉法第83条の規定により、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、公正・中立な第三者機関として「運営適正化委員会」を設置している。

(参考) 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



運営適正化委員会における苦情処理の状況

都道府県	14年度								13年度								12年度						累計		
	相談・助言	紹介・伝達	あつせん	通知	その他	継続中	意見・要望	合計	相談・助言	紹介・伝達	あつせん	通知	その他	継続中	意見・要望	合計	相談・助言	紹介・伝達	あつせん	通知	その他	継続中		合計	
北海道	27	3	0	0	16	0	0	46	16	21	0	1	9	2	2	51	7	0	0	0	0	0	1	8	105
青森県	6	0	1	0	8	2	1	18	15	1	2	0	0	2	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	39
岩手県	5	5	0	0	7	3	0	20	10	2	0	0	2	3	18	1	1	0	0	1	1	1	4	42	
宮城県	14	0	0	0	0	1	0	15	4	3	0	0	0	1	8	5	1	0	0	0	0	0	6	29	
秋田県	33	19	0	0	0	0	4	56	13	2	0	0	0	0	0	15	3	0	0	0	1	0	4	75	
山形県	5	0	0	0	2	7	7	21	7	3	0	1	2	0	0	13	2	0	0	0	2	1	5	39	
福島県	7	0	0	0	0	0	6	13	7	3	0	0	0	0	1	11	1	0	0	0	0	0	1	25	
茨城県	22	6	1	2	0	1	5	37	11	0	1	0	3	2	1	18	3	0	0	0	0	0	3	58	
栃木県	8	8	0	1	5	4	0	26	14	6	0	1	11	0	0	32	1	1	1	0	0	0	3	61	
群馬県	25	14	0	0	8	0	1	48	4	4	1	0	1	0	0	10	3	0	0	0	0	0	3	61	
埼玉県	28	22	0	0	4	10	4	68	13	32	2	0	4	4	2	57	22	12	0	0	2	3	39	164	
千葉県	18	18	0	0	17	1	3	57	28	10	0	1	20	6	0	65	7	14	1	0	2	0	24	146	
東京都	39	35	0	0	5	11	0	90	16	34	0	0	4	3	2	59	0	1	1	1	2	0	5	154	
神奈川県	37	2	0	1	0	34	3	77	49	13	0	1	1	9	0	73	26	4	0	0	0	6	36	186	
新潟県	16	7	0	0	2	2	0	27	12	6	0	0	2	1	2	23	1	0	0	0	1	0	2	52	
富山県	9	1	0	0	0	0	0	10	6	0	0	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	17	
石川県	0	0	0	0	10	1	0	11	0	3	0	0	3	0	5	11	3	1	0	0	0	0	4	26	
福井県	7	0	0	0	0	0	0	7	13	0	0	0	0	2	2	17	2	3	0	0	1	0	6	30	
山梨県	9	1	0	0	2	0	0	14	9	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	23	
長野県	19	0	0	0	0	9	0	28	21	0	3	0	2	10	0	36	8	3	1	0	2	4	18	82	
岐阜県	20	3	0	0	1	0	1	25	17	3	0	0	1	0	0	21	1	0	0	0	0	0	1	47	
静岡県	7	11	0	2	0	2	0	22	1	2	0	0	0	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	28	
愛知県	45	8	0	0	3	4	0	60	37	23	1	0	3	0	3	67	10	12	0	0	6	0	28	155	
三重県	10	5	2	2	0	0	0	19	8	19	1	2	0	0	0	30	3	5	0	0	4	0	8	57	
滋賀県	10	2	0	1	8	14	0	35	33	11	0	0	2	10	0	56	25	6	0	0	4	0	35	126	
京都府	21	9	0	0	4	6	0	40	13	12	0	0	2	0	0	27	0	3	0	0	0	0	3	70	
大阪府	172	56	0	1	1	5	0	235	65	48	1	0	27	10	0	151	20	4	0	0	0	1	25	411	
兵庫県	25	8	0	1	2	5	1	42	11	8	0	0	11	0	1	31	10	10	0	0	15	0	35	108	
奈良県	13	3	0	0	2	0	0	18	9	4	0	0	0	0	0	13	4	1	0	0	0	0	5	36	
和歌山県	3	11	0	0	3	7	0	24	2	5	0	1	2	1	0	11	2	0	0	0	4	1	7	42	
鳥取県	8	1	0	0	1	0	1	11	6	4	0	0	0	1	1	12	0	0	0	1	0	0	1	24	
島根県	19	12	0	0	0	0	0	31	7	6	0	0	1	2	0	16	3	0	0	1	0	1	5	52	
岡山県	12	8	0	0	3	0	2	25	11	3	1	0	0	5	0	20	5	3	1	0	4	0	13	58	
広島県	12	0	0	0	1	9	1	33	21	8	0	2	5	5	0	41	1	2	0	0	0	9	12	86	
山口県	33	6	1	1	5	0	2	48	44	7	0	0	4	0	6	61	13	12	0	0	9	0	34	143	
徳島県	24	1	0	1	0	0	3	29	18	3	0	0	3	0	5	29	0	0	0	0	0	0	0	58	
香川県	9	8	0	0	6	1	2	26	6	9	0	1	5	3	1	25	5	3	0	0	9	1	18	69	
愛媛県	15	13	0	0	3	3	4	38	8	10	0	1	0	1	0	20	9	3	0	0	2	0	14	72	
高知県	12	2	0	1	6	1	1	23	6	5	0	0	0	0	1	12	1	6	0	0	0	1	8	43	
福岡県	27	5	2	0	6	6	1	47	23	10	0	1	1	0	0	35	7	3	0	2	0	0	12	94	
佐賀県	4	1	0	1	6	1	1	14	5	2	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	2	2	23	
長崎県	16	0	0	0	0	0	0	16	12	1	0	2	1	0	0	16	3	1	0	0	0	2	6	38	
熊本県	11	0	0	0	0	1	1	13	3	1	0	0	0	0	0	4	5	0	0	0	0	0	5	22	
大分県	7	8	0	0	0	3	0	18	10	6	0	0	2	2	0	20	2	1	0	0	0	0	3	41	
宮崎県	3	3	0	0	3	3	1	13	4	2	0	0	5	0	0	11	0	1	0	0	0	0	1	25	
鹿児島県	11	1	0	0	0	0	0	12	10	0	0	0	0	0	0	10	5	2	0	0	0	0	7	29	
沖縄県	22	8	0	0	2	0	4	36	20	6	0	0	2	0	1	29	2	0	0	0	0	0	2	67	
合計	915	334	7	15	152	159	60	1,642	678	361	13	15	142	88	38	1,335	231	119	5	5	67	34	461	3,438	

※「継続中」はそれぞれ、平成14年9月末日、平成15年3月末日現在の件数

※13年度より「意見・要望」の項目を追加

平成15年5月 全国社会福祉協議会まとめ

事業者段階における苦情解決の取組状況

	苦情受付窓口を設置	苦情解決責任者を設置		計	公営	私営
		公営	私営			
	計	64.5%	43.5%	76.5%		
1	北海道	54.8%	30.6%	75.2%		
2	青森	68.8%	38.0%	80.2%		
3	岩手	69.5%	52.6%	79.9%		
4	宮城	58.7%	30.7%	86.1%		
5	秋田	66.2%	45.6%	81.3%		
6	山形	66.2%	38.1%	83.5%		
7	福島	70.9%	53.1%	79.9%		
8	茨城	67.9%	38.3%	78.5%		
9	栃木	74.3%	47.1%	85.0%		
10	群馬	63.2%	38.6%	69.8%		
11	埼玉	64.9%	38.3%	75.9%		
12	千葉	60.9%	39.3%	82.2%		
13	東京	56.3%	32.5%	74.2%		
14	神奈川	71.7%	51.4%	78.3%		
15	新潟	69.4%	54.2%	81.6%		
16	富山	66.4%	64.3%	67.9%		
17	石川	77.7%	71.6%	80.9%		
18	福井	75.9%	64.8%	82.6%		
19	山梨	66.9%	50.7%	78.0%		
20	長野	65.1%	56.7%	74.2%		
21	岐阜	65.4%	50.6%	75.1%		
22	静岡	73.9%	56.8%	81.0%		
23	愛知	64.4%	53.4%	78.4%		
24	三重	58.5%	33.9%	72.9%		
25	滋賀	46.9%	28.0%	63.0%		
26	京都	60.9%	35.6%	68.1%		
27	大阪	68.8%	58.0%	71.6%		
28	兵庫	63.6%	47.4%	69.3%		
29	奈良	41.1%	13.0%	64.4%		
30	和歌山	67.8%	56.4%	78.4%		
31	鳥取	66.6%	49.7%	80.5%		
32	島根	70.9%	46.1%	80.0%		
33	岡山	72.8%	51.7%	81.7%		
34	広島	69.3%	47.8%	79.7%		
35	山口	76.2%	63.9%	81.3%		
36	徳島	55.8%	23.9%	83.9%		
37	香川	73.6%	55.1%	84.5%		
38	愛媛	72.7%	63.2%	80.7%		
39	高知	49.1%	35.0%	68.1%		
40	福岡	56.3%	25.7%	71.9%		
41	佐賀	76.0%	61.0%	80.2%		
42	長崎	68.7%	37.5%	78.9%		
43	熊本	68.7%	59.8%	71.4%		
44	大分	62.1%	34.6%	74.4%		
45	宮崎	64.2%	29.6%	85.0%		
46	鹿児島	69.6%	34.5%	79.9%		
47	沖縄	60.4%	30.7%	73.4%		

	苦情解決責任者を設置	第三者委員を設置		計	公営	私営
		公営	私営			
	計	60.8%	38.5%	73.5%		
1	北海道	50.1%	23.8%	72.2%		
2	青森	64.9%	32.3%	77.0%		
3	岩手	65.2%	44.5%	77.9%		
4	宮城	53.6%	25.6%	82.6%		
5	秋田	58.8%	37.7%	74.3%		
6	山形	59.8%	28.4%	79.1%		
7	福島	66.9%	50.6%	75.2%		
8	茨城	62.8%	33.2%	73.4%		
9	栃木	68.6%	39.3%	80.1%		
10	群馬	57.9%	30.7%	65.2%		
11	埼玉	62.4%	36.2%	73.2%		
12	千葉	58.2%	35.2%	81.1%		
13	東京	52.0%	31.1%	67.8%		
14	神奈川	70.9%	51.6%	77.1%		
15	新潟	65.9%	50.4%	78.4%		
16	富山	63.6%	57.6%	67.7%		
17	石川	68.9%	62.4%	72.2%		
18	福井	72.5%	57.7%	81.6%		
19	山梨	61.8%	43.2%	74.6%		
20	長野	58.5%	49.4%	68.4%		
21	岐阜	58.1%	40.6%	69.7%		
22	静岡	68.0%	46.6%	76.9%		
23	愛知	58.0%	45.0%	76.4%		
24	三重	56.6%	32.0%	71.0%		
25	滋賀	44.8%	27.8%	59.3%		
26	京都	59.0%	31.2%	66.8%		
27	大阪	67.8%	55.8%	70.8%		
28	兵庫	65.1%	43.6%	72.7%		
29	奈良	40.0%	14.8%	60.9%		
30	和歌山	69.2%	57.3%	80.2%		
31	鳥取	60.3%	41.6%	75.6%		
32	島根	65.1%	37.4%	75.0%		
33	岡山	69.2%	49.2%	77.8%		
34	広島	66.2%	43.8%	77.0%		
35	山口	70.2%	57.1%	75.7%		
36	徳島	52.0%	21.7%	78.6%		
37	香川	68.1%	44.9%	81.7%		
38	愛媛	70.3%	59.0%	79.9%		
39	高知	42.9%	26.1%	65.5%		
40	福岡	55.3%	24.4%	71.1%		
41	佐賀	73.7%	59.7%	77.6%		
42	長崎	64.4%	27.7%	76.3%		
43	熊本	65.1%	56.0%	67.8%		
44	大分	54.8%	28.6%	66.5%		
45	宮崎	59.5%	20.6%	83.0%		
46	鹿児島	65.3%	25.9%	76.9%		
47	沖縄	53.3%	24.8%	65.6%		

	計	第三者委員を設置		
		公営	私営	
	計	39.4%	19.7%	50.7%
1	北海道	29.9%	5.9%	50.1%
2	青森	45.2%	19.6%	54.7%
3	岩手	46.1%	15.5%	64.9%
4	宮城	49.1%	22.2%	75.3%
5	秋田	41.7%	18.5%	58.5%
6	山形	43.1%	8.6%	64.4%
7	福島	56.1%	38.8%	64.9%
8	茨城	42.5%	4.0%	56.4%
9	栃木	45.2%	12.4%	58.0%
10	群馬	24.0%	6.1%	28.7%
11	埼玉	38.8%	9.3%	50.9%
12	千葉	40.6%	21.9%	59.2%
13	東京	22.9%	8.0%	34.2%
14	神奈川	39.7%	26.0%	44.1%
15	新潟	47.7%	40.2%	53.8%
16	富山	29.9%	19.0%	37.3%
17	石川	54.1%	35.9%	63.6%
18	福井	66.6%	57.7%	72.1%
19	山梨	46.7%	36.8%	53.6%
20	長野	29.9%	16.2%	45.0%
21	岐阜	41.5%	24.2%	52.9%
22	静岡	55.3%	34.8%	63.8%
23	愛知	47.3%	36.6%	61.1%
24	三重	31.5%	8.4%	45.1%
25	滋賀	17.0%	3.8%	28.3%
26	京都	29.7%	2.3%	37.4%
27	大阪	43.5%	28.5%	47.4%
28	兵庫	40.6%	17.1%	49.0%
29	奈良	11.1%	0.9%	19.6%
30	和歌山	56.8%	48.5%	64.5%
31	鳥取	38.5%	12.7%	59.7%
32	島根	30.2%	8.6%	38.2%
33	岡山	37.7%	10.2%	49.5%
34	広島	44.9%	28.6%	52.8%
35	山口	38.3%	23.8%	44.4%
36	徳島	41.1%	13.7%	65.2%
37	香川	51.3%	31.5%	62.8%
38	愛媛	45.2%	31.3%	57.0%
39	高知	33.3%	21.5%	49.2%
40	福岡	35.4%	8.3%	49.2%
41	佐賀	53.8%	36.4%	58.7%
42	長崎	35.8%	6.3%	45.4%
43	熊本	40.2%	34.4%	41.9%
44	大分	39.9%	15.6%	50.9%
45	宮崎	42.3%	7.5%	63.5%
46	鹿児島	56.6%	18.9%	67.8%
47	沖縄	29.9%	7.0%	39.8%

出典：「社会福祉施設等調査報告」及び「介護サービス施設・事業所調査」（平成14年10月1日現在）